

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

# the Heartful OAG

Vol. 230 2024.6



太田孝昭が語る  
元気になる言葉・春夏秋冬

## 小さいケガ、大きいケガ

特集

コミュニケーション不全を研修と人事制度で改善する

## 社員の意見を反映した 人事制度設計



コーポレートサイトで  
PDFファイルを  
ご覧いただけます

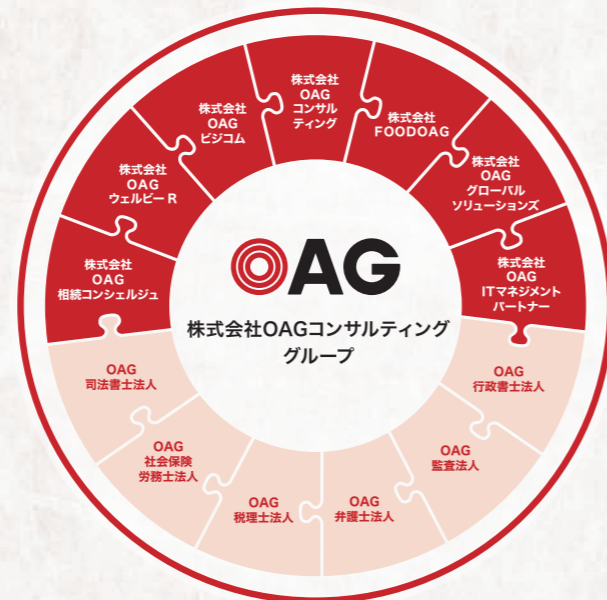
# グループ社名変更のお知らせ

## 「株式会社OAGコンサルティンググループ」

当社は、2024年6月より「株式会社OAG」から「株式会社OAGコンサルティンググループ」へ社名を変更いたしました。機能別組織として、より一層専門性を高め、真の総合力を兼ね備えた総合コンサルティングファームとして、グループ内の各社・各部門が連携し、シームレスで総合的なソリューションを実現して参ります。今後とも引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(役員一覧)

代表取締役会長	太田 孝昭
代表取締役社長	太田 隆介 (昇任)
取締役	今井 基喜
取締役	田中 繁明
取締役	田中 晋平
取締役	平田 実 (新任)
社外取締役	可部 哲生



500人規模

OAGグループの全従業員は、OAGのお客様の成長に寄与するプロフェッショナル集団です。



専門資格150+

公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、社労士、行政書士をはじめとした専門資格保有数です。



創業35年+

令和5年(2023年)で創業35周年の節目を迎えました。



14法人

各法人のスペシャリストとしての「とがり」とグループ全体の「つなぎ」が強みです。



9拠点

9拠点を起点として、サービスをご提供します。

今回のグループ再編に合わせて、イメージの刷新を図るために、ブランドロゴのマイナーチェンジを行いました。「G」の角を取ることで、グループの「調和」や「柔軟性」、「安定感」をイメージし、また全体的な視認性向上のために間隔などを微調整をいたしました。



元気な経営のワンポイント!

太田孝昭が語る

## 元気になる言葉

春夏秋冬



### 小さいケガ、大きいケガ

会社経営は結果が全てで、その結果は毎年の決算として成績表が出ます。短期の結果に一喜一憂しても意味がありませんが、長期のトレンドは右肩上がりでない会社は倒産します。これには経営者のチャレンジ以外に方法がないんです。

しかしチャレンジには常にリスクが付きまといまいます。このリスクは致命的なものから1~2年回復にかかるものや、軽いものまでさまざまです。まずリスクについてですが、致命的なリスクをはらむものは、原則チャレンジしてはいけないチャレンジだと思っています。経営者がチャレンジすべきは、会社を右肩上がりにするために必要なチャレンジです。支店を出す。新しいサービスのために人を雇う。役員・部長クラスの人を雇う。新しい家賃(増床)を払う。M&Aで子会社を手に入れる。新規のビジネスを立ち上げる。部署の整理・統合を行う。等々です。

通常、チャレンジする時は成功する事しか考えていません。僕の経験ですが、絶対成功すると思ってチャレンジしたのに失敗した事がいくつかあります。しかもそこそこ大きな金額でした。その反省から思う事は、絶対と思って決定し、実行して失敗してみても初めて、過信から来る独りよがりの決定であったと気付くという事です。何故上手くいかない事も頭に入れておかなかったのかと反省しても後の祭りです。聞こえてくるのは「失敗すると思っていた」という言葉です。何故その時に言ってくれないんだ。と思いましたが、私に聞く耳が無かったんでしょう。それこそ「過信=おごり」であったわけです。それ以来、失敗した時の事を想定してチャレンジする事にしています。そうすると色々な意見を多く聞けるんです。結果的に大きな失敗は無くなったように思います。

ここで注意すべきは失敗を恐れてチャレンジしなくなる事です。我々中小企業は大きなチャレンジより小さなチャレンジを積み上げて成長する事を、何よりも大切にすべきだと思っています。最大のリスクは失敗を恐れてチャレンジしない事なのです。

そこで思い出すのは、私の友人の大経営者の一言「来るかもしれないと思っている時のケガは小さいんだ」です。大会社になったのだからチャレンジをしたんです。今も発展しているのは「小さなケガ」で済ませているからなのです。

会社を発展させるコツがそこにあります。

## コミュニケーション不全を研修と人事制度で改善する

# 社員の意見を反映した人事制度設計

優れた人事制度であっても、社員の共通意識が欠ければ効果は限定的です。そうならないように、私たちは社員が意識を合わせるための研修や、目標設定方法の支援を行い、制度の理解を促進します。では、どのように意識合わせを行うのか、具体的な取り組みと効果を解説します。



(株)OAGコンサルティング  
人事コンサルティング課 東京  
竹前 将礼

## 1.意識改革と新人事制度設計の具体的な取り組み

### 【お客様課題事例】製造業200名

挨拶が少ないというコミュニケーション上の課題を解消するため、初年度にコミュニケーション研修、2年目にポジティブ行動研修を導入。その後は研修とアンケートで発見した課題をもとに、社員と共に人事制度改革プロジェクトを発足し推進しました。そして本年度より新人事制度を開始したことで、更なるコミュニケーションの改善が進んでいます。

#### 改善前の状況

- ✓ 人員不足のため人材交流ができず、**部署間連携が不足**していた。
- ✓ 急な指示や**重要な決定事項**が多いが、スムーズに**現場従業員に伝わりづらい**風土だった。
- ✓ 年功序列の昇給文化。評価結果が連動しない**給与設計**に対し、**社員の不満**が生じていた。



#### 具体的な取り組み

##### 改善1年目

- 人事制度改革のファーストステップとして、風土調査アンケートを実施。“社員の声”を集約し全社員に公表
- 一般職、中堅社員、管理職の階層別研修を各3回実施

##### ★結果★

職場内で自然と挨拶が交わされるまでに社内風土が改善



##### 改善2年目

- 部署ごとの代表者とOAGによる新人事制度改革プロジェクトを発足
- 風土調査アンケートを再度実施し、人事制度の改善に必要な情報を収集
- 「ここが変だよ私の会社」をテーマに、ポジティブな運用改善に向けた企画書作成研修(ポジティブ行動研修)を実施
- ★結果★ 管理職の主体性が高まり、翌年度に業務改善プロジェクトが発足されるまでに!
- 社員アンケートや研修実施によって可視化された課題を新人事制度の評価項目に反映
- 本年4月1日より新人事制度運用開始。管理職向け評価者研修の第1弾として目標設定研修を設定前と設定後に2回実施。管理職が中心となり評価制度を運営できるよう支援

## 2.意識改革を進めるポイント

### ①風土調査アンケートが示す“経営層と社員の意識のずれ”を可視化

経営層が「意識を変えましょう」と言ったところで、社員は変わりません。まずは人事制度の何が不満であるか、アンケートで寄せられた具体的な内容を公表することで、社員の声が経営層に届いていることを全社員に伝えました。

### ②社員の意欲向上を促すポジティブ行動研修の実施

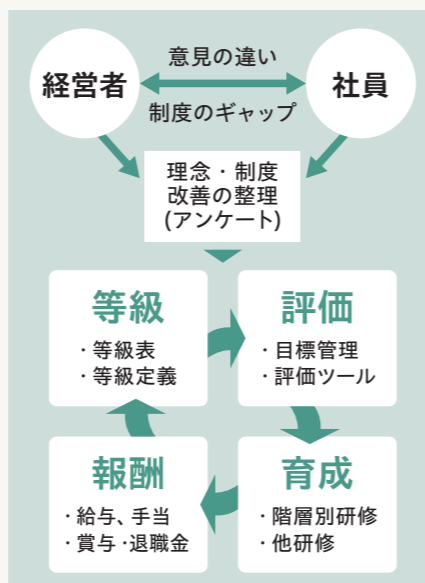
一般職層に対して業務改善を企画する研修を行い、その企画を中堅社員と管理職が実行可能なものに見直す研修を行った結果、会社全体の改善意識が高まりました。

### ③企業理念達成に向けた行動評価制度の設計

アンケート結果と研修を通じて発見した克服課題（コミュニケーション力、協働、情報共有など）と企業理念の思想を人事評価項目に反映。等級や職位ごとのべき姿を定義し、どのように行動すれば評価されるかの基準を明確化しました。

### ④人事制度の理解と運用徹底に関する支援を実施

人事制度を進化させていくための心構えとして、「目標設定方法」「目標達成方法」などについて評価者同士が意見を出し合うことの重要性を説明。結果、社内全員で「自社の人事制度を創りあげる」という意識が高まりました。



## 3.まとめ

経営層が問題意識を持ち、まずコミュニケーション力を高める取り組みを継続的に実施したことが、人事制度構築に良い作用をもたらしたと考えます。評価制度においては、社員の声を取り入れること、評価と昇給・昇格の連動ルールを可視化すること、そして数値結果以外の定性的な評価基準を定義することが重要です。

また、評価制度は個人と組織の成長を促す仕組みだという共通意識を育てることも必要です。

新しい人事制度が導入された本年度は重要な年です。社員が自発的に制度を活用し、使いやすい制度に進化させていくために、継続的に支援してまいります。

## このようなお悩みはありませんか？

経験豊富なコンサルタントが制度構築・研修をサポートいたします。

### 企業の人事に関する悩み 代表例

#### 1. 採用募集しても応募がない

応募者の数が少ないと、自社が求めている人材条件と一致する人材が見つからない可能性が高まります。人事制度があることは採用募集時のアピールになります。

#### 2. 中堅社員が育たない・離職する

優秀な人材に長く仕事をしてもらいたいと思うことは企業として当然のことです。優秀な人材を育てるためにキャリアアップを可視化できる人事制度設計が重要です。

#### 3. 人材育成ができていない

人材育成に対する意識を向上させる必要があります。人的資本経営の目指す生産性・エンゲージメント向上だけでなく、個人が評価されて自律して働くことができる、将来のキャリアプランにつながる人事制度設計が重要です。



人事制度を明確にすると、**社員の納得を得られる**だけでなく、**企業のブランド力・採用・人材育成・モチベーション向上**につながります。企業の持続的な成長には**人事制度は重要**です。

### ◆OAGの人事制度構築支援の特徴と流れ

きめ細かなコンサルティングで組織規模に応じた柔軟な制度をスピーディーに構築。

「見栄えのいい制度」より「運用しやすい制度」を設計。



### OAGの6つの強み

- オーダーメイドの人事制度**  
貴社の課題に合わせたオリジナルの人事制度を構築
- 制度導入後も定着フォロー**  
定量的な評価者研修の実施など、導入後も継続的にサポート
- 中堅・中小規模企業に特化**  
中小規模の組織特有の課題を豊富な実績で解決
- きめ細かな対応**  
貴社の課題に最適なコンサルタントがプロジェクト数を絞って対応
- 幅広い領域でのアドバイス**  
人事制度から労務管理・採用・人材育成まで人事全般をワンストップでアドバイス
- グループ内専用資格150以上**  
公認会計士・税理士・弁護士・社会保険労務士など専門資格保有者が多数在籍

### 人事制度構築・研修に関する相談は

**(株)OAGコンサルティング** にお任せください!

相談無料

【東京】03-3237-8008 (平日9:30~17:30)

【大阪】06-6821-6023 (平日9:00~17:00)

人事コンサルティング部 info-jinji@oag-c.com



# OAG税理士法人 東京ウエスト

調布駅前に移転!お客さまが安心して気軽に来社できる事務所を目指して



TA部 (タックスアドバイザー部)



資産承継部・管理部



東京ウエストは「地域密着型のきめ細かなサービス」を強みとし、主に調布・府中・狛江エリアの都市型農家の地主さまの税務に特化する支店として2009年1月に開設しました。開設15年目の節目の年である今年、名実ともに多摩エリアの税理士法人No.1となるべく、サービスの更なる向上と活動エリアの拡張にチャレンジするために人員増加も見据えて事務所を移転し、新たな第一歩を

踏み出しました。これまでに培った実績と経験をもとに、税務顧問を始め、不動産税務、相続税務に関することまで幅広いサービスを提供させていただきます。お客さまお一人おひとりに寄り添い、お客さまだけの「正解」を導く唯一無二の税理士法人を目指し、従業員一同、心機一転業務に邁進してまいります。

東京ウエスト 従業員一同



OAG税理士法人 東京ウエスト  
支店長 中嶋 克洋

「ありがとう!」「頼んでよかった!」とお客さまから感謝のお気持ちを  
いただけたときに、この仕事をしていてよかったと思います。  
互いに思いやる気持ちを大切に、東京ウエストで働く一人ひとりが  
「誇りをもって仕事ができる」そして「日々ワクワクする」ような事務所  
でありたいと思っています。



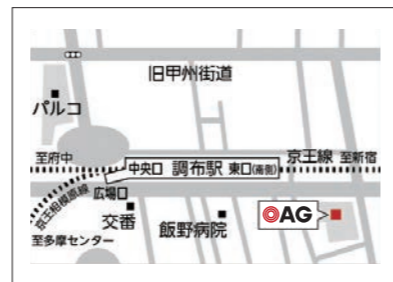
調布丸善ビル外観

## OAG税理士法人 東京ウエスト

〒182-0024  
東京都調布市布田4丁目6番地1 調布丸善ビル3階  
TEL:042-441-2191 FAX:042-441-2192  
※TEL・FAX番号に変更はありません

【Access】  
京王線「調布駅」東口(南側)より徒歩1分

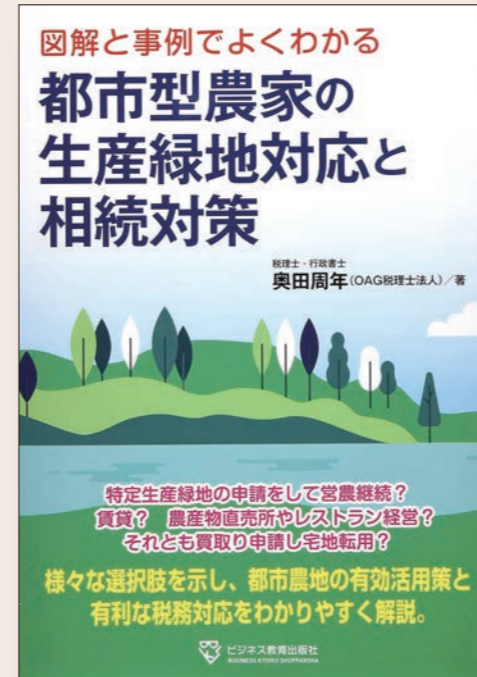
2024  
4/23  
移転



## OAG BOOKSHELF

いまを伝える OAGの書籍ガイド

OAGの書籍のご紹介。生産緑地の2022年問題対応、三世代先を見据えた農業経営判断に不可欠の書!



都市農地の有効活用策と  
有利な税務対応をわかりやすく解説。

図解と事例でよくわかる  
都市型農家の生産緑地対応と相続対策

- 発売日 2021.5.15
- 著者 奥田 周年 (税理士・行政書士)
- 発行 ビジネス教育出版社
- 価格 2,200円 (税込)



詳細はコチラ

三大都市圏(首都圏、近畿圏、中部圏)に所在する都市農地の多くは「生産緑地」の指定を受け、農業を継続することを条件に、固定資産税・相続税等の税務上のメリットを受けています。

市街化区域内の農地は従来、農地として保全すべき「生産緑地」と、宅地への積極的な転用を進めていくための「宅地化農地」に分けられていましたが、現在は「保全すべきもの」に一本化(政策転換)されています。その背景には、①営業者の高齢化、②収益性の悪化、③後継者不足という課題を解決し、都市農業の健全な発展と都市農地の有効活用を実現すべき、という判断があります。

生産緑地には30年間の営農義務

がありますが、現存する生産緑地の多くは1992年(平成4年)の改正生産緑地法施行時に指定されたため、2022年(令和4年)が指定から30年を経過する年にあたり、営農義務が外れました。全国の生産緑地のうち、約8割が2022年に期限を迎え、大量の生産緑地が解除されて大量の宅地が放出され、土地の価格が下落することなどが懸念されていました。いわゆる「生産緑地の2022年問題」と呼ばれるものです。

このような課題を解決するために、2017年(平成29年)の生産緑地法改正により、いくつかの大きな改正が行われました。「特定生産緑地」制度の創設、生産緑地の面積要件の引下げ、建築規制の緩和です。「特定生産緑地」の指定を受けると、

営農継続を条件に、農産物直売所やレストラン経営、市民農園としての貸付けもできるようになりました。

生産緑地を抱える自治体は、「特定生産緑地」の申請や買取りの申出の受付をしていますが、農地をめぐる経営判断には「2022年」だけでなく、三世代先を見据えた対応が必要です。特に、農地に係る相続税の納税猶予制度との関連で留意すべき点が多々あります。

本書は、生産緑地を有する農家の皆さまをはじめ、JAや金融機関、自治体の担当部署など農家の相談に応じる立場の方々を主な読者対象とし、図解と事例を中心にさまざまな選択肢を示し、都市農地の有効活用策と有利な税務対応をできるだけわかりやすく解説しています。

# “人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



## 【障害者差別解消法】

### 4月1日より事業者の合理的配慮の提供が義務化されました

障がいのある方もない方も互いに認め合いながら共に生きる共生社会の実現を目指し、令和6年4月1日より「障害者差別解消法」の改正法が施行されました。

障がいのある方から何かしらの対応を求められた際、事業者は負担のかかりすぎない範囲で「合理的な配慮の提供」をすることが義務化されました。

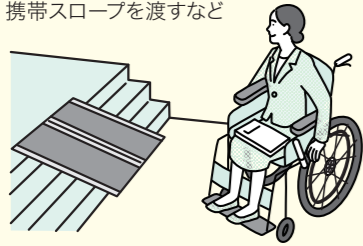
この法における事業者とは、営業目的を問わず個人事業主、ボランティア活動をするグループも含まれます。事業者が求められる合理的配慮とは、障がい者とその周囲にいる支援者を含む障がい者側から具体的な障壁を取り除いてほしいと申出があった際に、建設的な対話を事業者と障がい者側の双方で行い、合理的な配慮を講ずるということを示しています。

合理的配慮の具体例としては以下のものが挙げられます。

#### 合理的配慮の具体例

##### 物理的環境への配慮

車いすのまま飲食店で着席できる、段差に携帯スロープを渡すなど



##### 意思疎通への配慮

筆談時に大きく大きな文字でコミュニケーションをとるなど



##### ルール、慣行の柔軟な変更

障がいの特性に応じ、文字を書き写す代わりにスマートフォンなどでの撮影ができるようにする、休憩時間を設けるなど



事業者側は今提供できる設備で、実現可能な対応策を検討していくことが求められています。合理的配慮の提供における注意として、

- 「過去に前例がないからNG」
- 「他のお客様に迷惑をかけそうだからNG」
- 「以前、障がいがある方を受け入れて嫌な思いをしたからNG」
- 「障がい者への対応方法がわからないからNG」

漠然としたリスクだけでは「事業者の負担のかかりすぎない範囲」には該当しません

このように、ただ何となく不安だから…といった漠然とした理由で障がいをお持ちの方を受け入れないという考えは最も回避しなくてはなりません。

一方で、事業者には過重な負担をすることまでは決して求められていません。具体的な場面や状況に応じて事業への影響、実現可能性、費用負担などの程度により過重な負担に該当するかどうかの判断を総合的かつ客観的に行う必要があります。その判断は事業者側に委ねられています。

これからも障がいを持つ方を含めた人々が共生して日常生活を送っていくためには対話が欠かせません。互いに意見を伝えあい、建設的な対話を行うことで解決策を見つけていくことが大切です。

OAGアウトソーシングでは、人事・労務相談全般をお受けいたします。お気軽にお問い合わせください！

OAGアウトソーシング Webサイト



詳しくは WEB版で



相続税の申告は「チーム相続®」にお任せください！

3つの特徴

# チーム 相続®

- ☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士
- ☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制
- ☑ グループならではの、あらゆる課題を解決する 専門家集団

#### Theme

### ▶ 相続人が財産を取得しなかった場合に障がい者控除は適用できる？



**Q** 父に、相続が発生しました。父の法定相続人は、私たち兄弟のみです。父は公正証書遺言を作成しており、私がすべて相続することになっていました。弟は精神障がい者1級の手帳を持っているのですが、障がい者控除を適用することはできますか。

**A** 今回のケースでは、弟さんは財産を取得していないので障がい者控除を適用できません。精神障がい者1級の方は特別障がい者に該当するのですが、次の3つの要件のうち、③の財産を取得した人という部分を満たしていません。  
障がい者控除が受けられるのは次のすべてに当てはまる人です。

#### 障がい者控除の要件

- ① 相続や遺贈で財産を取得したときに日本国内に住所がある人（一時居住者で、かつ、被相続人が外国人被相続人または非居住被相続人である場合を除きます。）
- ② 相続や遺贈で財産を取得したときに障がい者である人
- ③ 相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）であること

障がい者控除の額は、その障がい者が満85歳になるまでの年数1年（年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算）につき10万円で計算した額です。特別障がい者の場合は1年につき20万円となります。

#### 障がい者控除とは



#### 相続税の障がい者控除額の計算方法の例



参考：国税庁HP タックスアンサー No.4167 障害者の税額控除  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4167.htm>

ご相談につきましては OAG税理士法人までお問い合わせください。

チーム相続



OAGの

株式会社OAG相続コンシェルジュ  
ライフコンサルティング部

マネジャー 飯島 正博 (行政書士)

MASAHIRO  
IIJIMA

匠の武器

初心を忘れず基本的事項を  
しっかり押さえ、多角的かつ  
最適なご提案をすることお客様からの「相談してよかった！」  
それが、いちばんの原動力です。

## 専門家になったきっかけは？

思い起こせば18歳の夏。高校以来の親友と会った時に「お互い法律家になって一緒に仕事ができればいいね」と将来の夢を語り合ったことがきっかけです。その後、私は行政書士とOAG入社後に宅地建物取引士を、親友は宅地建物取引士、行政書士の順で取得し、夢が現実になりました。

現在、私は相続にかかわるさまざまな相談業務を中心に、名義変更、解約手続きの代行や、生前対策のひとつでもある遺言書の作成サポート、建設業・外国人ビザ関連、その他各種行政手続きなど、取り扱う分野も広がってきました。

誰一人として同じケースのない、複雑な相続業務のご相談をお受けするのは、決して簡単な仕事ではありません。相談終了時にお客様から「相談してよかった!」「飯島さんに会えてよかったよ」とお言葉をいただけたときは、この上ない喜びとやりがいを感じます。だからこそ、次も頑張ろうと思えます。

相続はその方の人生のライフプランにも大きな影響を与えます。そのお役に立てることが今の生きがいとなり、間違いなく活力になっていると感じています。家族の話によると私は幼いころから「人の役に立つ

仕事がしたい」と言っていたそうです。正に今、人のお役に立てることが仕事の醍醐味になっています。

## 知見やスキル等を高めるために、何か特別な取り組みは？

相続の相談対応は、ご家庭やご親族のさまざまな状況によって最適なアドバイス、サポート方法が変わってきます。ベストな提案をするためには各種法律の把握がキポイントとなります。特に民法や税法には常にアンテナを張っており、法改正など最新の情報を頭に入れてあります。万が一、不明点があってもグループ内にはさまざまな専門家がいるので安心です。専門家の知見は自身の仕事に大いに役立つので、他部署の方とも自分から積極的にコミュニケーションをとるようにしており、自部署内より交流が多いかもしれません。(笑)

## 常に心掛けていることは？

長年この仕事をしてきましたが、常に初心を忘れず現場業務に当たっています。その方が結果的にさまざまな面で実力が伸びると考えているからです。思い込みで行動せず、基本的事項をしっかりと押さえたいので多角的な検討をしていく。これがお客

様にベストな提案をする秘訣だと確信しています。

もうひとつ、お客様へ相続での大事な提案としてお伝えしていることがあります。それは「早めの相続対策の準備」です。以前、あるお客様から遺言書作成のご依頼をいただいた際に、ご自分なりに書かれた遺言書が見つからず、お探しになられている最中にお亡くなりになってしまったことがありました。今でも「もっと早く探せば」という無念の声が聞こえてくるようで、何か自分でできることはなかったのかと、後悔が消えません。そんな思いをもう誰にもさせたくないと、現在セミナーなどでもお話させていただいています。終活は千差万別ですが、必要が無い人はいないのです。私自身も30代で作成しました。早めの対応と対策をするために、相談できるプロとの出会いが重要です。

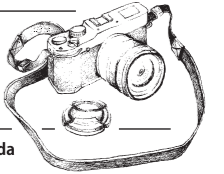
「自分はこの仕事のプロ」と自信をもって言える職業人生を歩むことが、私の幸せのひとつだと考えています。

【お問い合わせ先】  
OAG相続コンシェルジュ  
Tel. **03-6265-6533**

## 安のカメラ紀行

## 桜便り~首都圏~

Photo by Yasuyoshi Wada



今年(2024年)の東京の桜開花・満開情報について記します。開花は平年より5日遅い3月29日で、満開は平年より4日遅い4月4日ということでした。ニュースによると昨今では珍しく入学式に満開の桜が新入生を迎えてくれたと伝えていました。ところが満開になった後で爆弾低気圧が日本列島を襲ったので、満開から葉桜になるまでの期間が短かったようです。まさに「花の命は短くて…」でしょうか。家の近所にある隅田公園と浅草寺界隈の桜を愛でましたが、特に円安の影響下なのか外国人観光客が着物を着てお花見をしている姿を多く見掛けました。今までは外国人観光客といえば欧米人が韓国人、中国人が相場でしたが、今年はベトナム人、インドネシア人など東南アジア系が花見をしているのが多かった気がします。海外旅行で迷子になった経験がある僕は、迷っている外国人がいると「May I Help You?」その後「What Country Are You From?」と恥ずかしながら聞いています。

さて、僕が今まで見た首都圏の桜でベスト5を挙げますと◆千鳥ヶ淵 ◆埼玉の権現堂 ◆新宿御苑 ◆地元の隅田公園 ◆横浜の三渓園になります。写真好きな僕は単に桜の花びらだけでなく、その桜を引き立てる背景を重要視します。桜と背景のコラボが素晴らしいので上記の場所となりました。

◆千鳥ヶ淵は濠(ほり)を覆うように絢爛なるソメイヨシノが咲き、片方には武道館とお濠、もう一方の端には半蔵門とお濠があり、いつも端から端までカメラ片手にテクテク歩いていきます。

◆埼玉の権現堂は広大な菜の花畑と桜(黄色とピンク)のコラボと長く続く桜トンネルの土手を歩くのが素晴らしいです。

◆新宿御苑は選り取り見取りの木々の中で映えているのが桜で、池と芝生の庭にマッチしています。

◆隅田公園は隅田川を挟んだ両岸で競い合うように桜が咲き誇り、スカイツリーと隅田川とのコラボが一層人気となっています。

◆横浜の三渓園は桜の木は少ないのですが、池の向こうの丘の上に立つ三重塔や歴史的建造物とのコラボが日本の原風景を見せてくれます。

僕が現役の際は、桜が咲き始めると早朝に家を出て幾つかの桜の名所に寄りながら事務所のある四谷三丁目に出勤していました。①九段下→千鳥ヶ淵→半蔵門 ②赤坂見付→ニューオータニ中庭→四谷の土手のルートで毎年2~3回ほど通勤していました。都内有数の桜スポットなので、混み合わない早朝に花見をしながら撮影することができたので良かったのです。また昼休みには新宿御苑を歩き、帰宅時には四谷から飯田橋までの土手を歩き、仕事で疲れた頭と体が癒されたのを覚えています。



▲千鳥ヶ淵



▲埼玉の権現堂



▲新宿御苑



▲隅田公園



▲横浜の三渓園



こちらの二次元コードを読み取って  
いただくと首都圏の選りすぐりの  
桜の写真をご覧いただけます。



▲執筆:和田 安義

安の今月の一句

「桜咲く 千鳥ヶ淵に ボートあり」

新刊案内

『相続 手続・申告シンプルガイド(令和6年改訂版)』

相続税の申告とは？ 誰に相談すればいいの？ 自分には何が必要なのだろう？ 相続税の申告は、何度も経験するものではないため、どうしたらよいかかわらない方も多いでしょう。相続が発生すると、遺言の確認から始まり各種手続きが必要になります。

本書では、ご自身に相続税はかかるのか、必要な相続手続きから相続財産の評価、相続税の申告に至るまでの手順について、相続人だけでなく相続人からご相談を受ける会計事務所・税理士事務所の方々にもご利用いただけるシンプルなガイドブックです。

詳細はこちら▶



発売日 2024.4.8  
 編著 OAG 税理士法人  
 価格 2,640円  
 (本体価格:2,400円)  
 発行 大蔵財務協会



OAGウェルビーR情報

業界初！生前の身元保証から納骨堂セットプランを提供開始

完全個室納骨堂を運営する瑞華院 了聞様（東京都港区）と提携し、OAGウェルビーRが提供する意思決定支援、見守り・安否確認、日常支援、任意後見契約、死後事務委任契約のサービスに加え、納骨手続をセットにした業界初のセットプランを提供します。「何があっても大丈夫」という、最期のその先までの安心感を得ただけです。これまで丁寧に生きて来られた方だからこそ、この先も「OAGウェルビーR+了聞」がご提供する質の高い終身サポートサービスを選択していただきたいと願っております。

プランに関する詳細・お問い合わせ▶



掲載されました

NHK ニュースサイト

『身寄りのない高齢者の生活支援 自治体の負担明らかに 実態調査』



ヨミドクター

『「要介護3」の80歳代女性 同居していた一人息子が病気で急死 誰が支える？… 身寄りがない高齢者への支援のニーズ高まる』



OAGコンサルティンググループの最新情報はこちらをご覧ください



OAG  
 コンサルティング  
 グループお知らせ

当誌の読者アンケート実施中！  
 こちらからぜひお答えください



広報誌  
 アンケートフォーム



本店

〒102-0076  
 東京都千代田区五番町6-2  
 ホームマートホライゾンビル  
 TEL:03-3237-7500(代)  
 FAX:03-3237-7510



■発行人: グループ代表 太田孝昭  
 ■企画: グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室  
 (里見晶、齋藤恭子、川島朋子、佐藤基哉)  
 ■制作・印刷: 株式会社野毛印刷社

■札幌  
 〒060-0001  
 北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39  
 ISM札幌大通4階  
 TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175

■仙台 (サテライトオフィス)  
 〒980-0811  
 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1  
 仙台トラストタワー10階CROSSCOOP内  
 TEL: 022-209-5339

■埼玉  
 〒350-1123  
 埼玉県川越市脇田本町13-5  
 川越第一生命ビルディング3階  
 TEL: 049-265-8685 FAX: 049-265-8687

■東京ウエスト  
 〒182-0024  
 東京都調布市布田4丁目6番地1  
 調布丸善ビル3階  
 TEL: 042-441-2191 FAX: 042-441-2192

■富士吉田 (計算センター)  
 〒430-0016  
 山梨県富士吉田市松山4丁目3-14  
 アークフジ1階3号室  
 TEL: 0555-73-8571

■名古屋  
 〒460-0003  
 愛知県名古屋市中区錦2-13-30  
 名古屋伏見ビル9階  
 TEL: 052-746-9313 FAX: 052-746-9312

■大阪  
 〒564-0063  
 大阪府吹田市江坂町1-13-33  
 進和江坂ビル7階  
 TEL: 06-6310-3102 FAX: 06-6310-3103

■福岡  
 〒810-0042  
 福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22  
 センチュリー赤坂門ビル6階  
 TEL: 092-717-6650 FAX: 092-717-6651



コーポレートサイト



メルマガ



YouTube



X (旧Twitter)



アセットキャンパスOAG  
 X (旧Twitter)



【お願い】

ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。